

性風俗関連特殊営業

(ファッションヘルス、アダルトショップ、ラブホテル、デリバリーヘルス等)
を営んでいる方



今、営業されている方も「**営業に関する添付書類**」
を提出しなければなりません。

添付書類とはどんなものか

- 営業の方法を記載した書類
- 営業所・事務所等の使用について権限を有することを証明する書類
- 営業者の住民票又は外国人登録証
- 定款及び登記簿謄本(法人の場合)
- 営業所等の平面図及び周囲の略図(店舗型営業とデリバリーヘルスの場合)
- 受付所、待機所を設けている場合はその所在地(デリバリーヘルスの場合)を提出してください。

いつ届け出ればいいのか

平成18年5月1日から7月31日までの間(3ヶ月間)に管轄する警察署に提出してください。

提出したらどうなるのか

公安委員会が、届出書や添付書類の記載事項に不備、虚偽がないことを確認し、届出があったことを表す「届出確認書」を交付します。

手数料は必要なのか

現在営業されている方は、3,400円の手数料が必要です。

届出なかったらどうなるのか

5月1日～7月31日の間に届出がなければ、無届営業や禁止地域営業となります。

**※平成18年5月1日～7月31日の期間を過ぎて届出をしないと、
営業の既得権が失われることとなります。**

**ファッションヘルス、デリバリーヘルスを営む方の広告・宣伝は府下全域で
規制されており、宣伝・広告をすると100万円以下の罰金が科せられます。**

詳しくは、警察本部生活安全企画課風俗営業係又は最寄りの警察署生活安全課にお尋ね下さい。